

認知症サポート医地域連携促進事業【令和7年度拡充】

1 現状

- 単身高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターでの対応が難しい事例が増加
- 地域包括支援センターでの対応が難しい状況となる前に、必要な方が適切な支援につながるためには、日常的に地域包括支援センターと認知症サポート医が連携していることが不可欠
- 地域包括支援センターと連携して活動する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定しており（令和6年度認定者数114人）、今後、さらなる連携促進を図ることが必要

2 事業内容

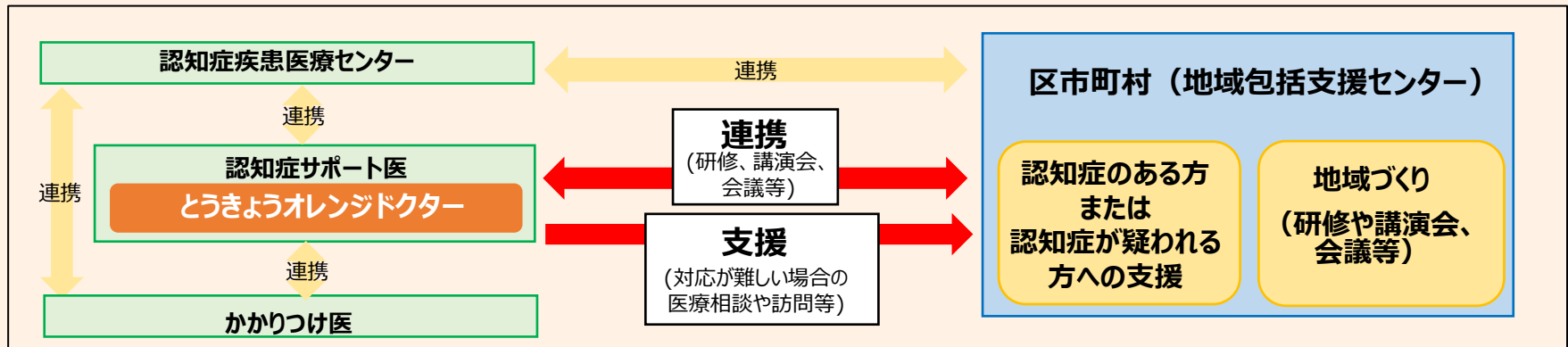
（1）「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表等

「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表を行うとともに、リーフレットの作成や活動報告会の実施等により情報発信により活動を促進

（2）区市町村補助【R7新設】

「とうきょうオレンジドクター」に対し、区市町村が下記の依頼等を行う場合にかかる費用を支援

- ①研修や講演会、会議等への参加依頼等の日常的な連携
- ②地域包括支援センターでの対応が難しい場合の医療相談や訪問等の依頼



【補助率】 10/10 【補助基準額】 1 区市町村あたり 1, 185 千円 （規模想定：15 区市町村）

3 事業期間 令和6年度から令和8年度まで

4 令和7年度予算額

22, 192 千円

とうきょうオレンジドクター 認定要件

■都内に勤務する認知症サポート医のうち、次に掲げるアからオまでの要件をすべて満たす者

ア 認知症診療歴 5 年以上（自己申告）

イ 診療件数 10 名以上／月 または 在宅医療件数 3 名以上／月

ウ 認知症サポート医等フォローアップ研修への参加回数

（前々年度の 4 月 1 日から申請を行う日までの間に 3 回以上）

エ 地域包括支援センターとの合意書（※注）

オ 都が行う調査において、下記全てに対応可能又は参加可能と回答、かつ公表に同意していること

認定の有効期間：5 年

- ①自らが主治医として関わる認知症（もしくは認知症疑い）の方以外についても、地域包括支援センターからの相談に応じ、助言と支援を行う
- ②所属する区市町村の初期集中支援チームのチーム員として参加できる。
- ③所属する区市町村で認知症検診に関する事業に参加できる。
- ④認知症カフェ等の本人や家族介護者を対象とした取組への参加ができる。
- ⑤住民向け講演会や専門職向け研修等の企画立案への協力や講師として参加ができる。

【更新申請】

新規認定要件に加え、認定有効期間内に、「認知症サポート医等フォローアップ研修」のグループワークに 1 回以上参加。（地域包括支援センターとの合意書は改めて 5 年）

※注 「地域包括支援センターとの合意書」

認知症サポート医から地域包括支援センターに、認知症のある方への診療及び入退院支援や、地域包括支援センターの相談医、認知症カフェ等の認知症の人と家族介護者等を対象とした取組への参加、運転免許更新や成年後見に係る診断書作成等について、協力することを双方合意の上で約束した書面

「とうきょうオレンジドクター」 認定医師一覧の公表

★令和7年2月3日から下記ページにて公表しています

とうきょうオレンジドクター

検索

https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/support_i/orange_doctor/index.html

とうきょう認知症ナビ



東京都の取組



認知症の基礎知識



研修・行事・講座



相談窓口

🏠 > 東京都の取組 > 認知症サポート医 > 「とうきょうオレンジドクター」

「とうきょうオレンジドクター」

東京都では、身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と連携して活動ができる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定し、都民及び区市町村等に広く周知する等により、認知症サポート医の活動の活性化を図ります。

「とうきょうオレンジドクター」

「とうきょうオレンジドクター」とは、都内に勤務し、地域包括支援センターなどの地域の関係機関と連携して活動できる、東京都が認定する認知症サポート医です。

【ページ内リンク】

項目	リンク
認定要件	こちら
令和6年度の認定申請	こちら
とうきょうオレンジドクターの変更・辞退の手続き	こちら



「とうきょうオレンジドクター」名簿